

◎新潟県告示第707号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三条市の大島下郷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成28年6月10日

新潟県三条地域振興局長

1 就任

理事	三条市代官島 1442 番地	星野 正行 (理事長)
〃	〃 大島 168 番地	山口 昇
〃	〃 大島 572 番地	石田 一夫
〃	〃 大島 920 番地	佐藤 統
〃	〃 代官島 1252 番地	田沢 弘和
〃	〃 井戸場 998 番地	山田 佳典
〃	〃 荻島 212 番地	荻谷 由友
〃	〃 荻島 620 番地 1	関谷 昇
監事	〃 大島 934 番地	丸山 金二
〃	〃 代官島 1529 番地	小野 政喜
〃	〃 荻島 1108 番地 2	高野 強

就任年月日 平成 28 年 5 月 28 日

2 退任

理事	三条市代官島 1764 番地	星野 俊一 (理事長)
〃	〃 大島 218 番地	五十嵐 博之
〃	〃 大島 415 番地	土田 忠史
〃	〃 大島 940 番地	五十嵐 賢治
〃	〃 代官島 1442 番地	星野 正行
〃	〃 井戸場 197 番地	金子 俊哉
〃	〃 荻島 1204 番地 1	高野 金吉
〃	〃 荻島 176 番地	金川 保
監事	〃 大島 934 番地	丸山 金二
〃	〃 代官島 1529 番地	小野 政喜
〃	〃 井戸場 1588 番地	金子 洋一

退任年月日 平成28年5月27日